

平成19年度 内閣府税制改正要望結果

平成19年1月19日

照会先：大臣官房企画調整課
別府企画調整課長、丸山課長補佐
(Tel：03-3581-3513, 03-3581-8493)

【新しい少子化対策】

要望項目	結果	担当者
【創設】 企業の子育て支援税制の創設 (法人税)	・次世代育成支援対策推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を策定し、同計画に託児施設の設置及び運営に関する取組方針を明記していること等一定の要件を満たす法人において、一定の基準を満たす事業所内託児施設の設置及び運営を行っていることにつき証明がされた場合には、新設をした事業所内託児施設及びこれと同時に設置する一体の器具備品については、5年間20%(中小企業主については、5年間30%)の割増償却 (平成19年4月1日から平成21年3月31日までに設置の施設が対象) ・不動産取得税及び固定資産税については、引き続き検討	政策統括官(共生社会政策担当) 山田企画官(少子・高齢化対策第1担当) (Tel: 03-3581-1403)

【防災対策の推進】

要望項目	結果	担当者
【延長】 地震防災対策強化地域等に係る措置の適用期限の延長 (所得税、法人税)	・東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成14年拡充分)、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における地震防災対策用資産の取得に関する所得税・法人税の特別償却制度の延長 (特別償却率:8/100)	政策統括官(防災担当) 池内参事官(地震・火山対策担当) (Tel: 03-3501-5693)

【地域再生の推進】

要望項目	結果	担当者
【拡充・延長】 地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置の拡充及び延長 (所得税、個人住民税)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法に規定する、地域再生に資する事業を行う株式会社(特定地域再生事業会社)に対する内閣総理大臣による指定の要件のうち、従業員数の要件(現行常時雇用者数 20 人以上)を 10 人以上に緩和 ・特定地域再生事業会社が発行した株式に係る譲渡益の 2 分の 1 課税の特例の適用期限を 2 年延長 	地域再生事業推進室 岩瀬参事官 (TEL: 03-5521-6698)

【地域における再チャレンジの促進】

要望項目	結果	担当者
【創設】 地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置の創設 (所得税、法人税、相続税、法人住民税、法人事業税)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法に規定する、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体(認定地方公共団体)が指定する会社により行われる高年齢者、障害者、母子家庭の母の雇用機会の確保といった当該認定地域再生計画に記載された一定の事業に充てられる法人からの寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入できる。 ・次世代育成支援対策に取り組む会社、若者の自立支援に取り組む法人等に対する助成事業など認定地域再生計画に記載された一定の事業で認定地方公共団体が指定する公益法人により行われるものに関連する(i)個人からの寄附金について、その金額を、所得控除、(ii)法人からの寄附金について、その金額を、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入、(iii)相続若しくは遺贈により財産を取得した者からの寄附金について、その金額を、相続税の課税価格の計算の基礎に不算入とできる。 <p>なお、本税制については、その趣旨を踏まえた的確な運用を図り、さらに運用状況も見つつ再チャレンジ支援に資するような制度の充実を図ることとする。</p>	地域再生事業推進室 岩瀬参事官 (TEL: 03-5521-6698)

【沖縄の振興】

要 望 項 目	結 果	担 当 者
<p>【拡充・延長】 観光振興地域に係る特例措置の拡充・延長 (法人税、法人住民税、事業所税)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興地域において特定民間観光関連施設を新・増設した場合の投資税額控除制度(機械・装置 15%、建物等 8%(ただし、法人税額の 20%以内)、繰越 4 年、投資上限額 20 億円)を 5 年間延長するとともに、対象施設に文化紹介体験施設を追加 ・事業所税の課税標準の特例措置(5 年間 資産割 1/2)を 5 年間延長するとともに、対象施設に文化紹介体験施設を追加 	<p>政策統括官(沖縄政策担当) 久保田参事官(企画担当) (TEL: 03-3581-0990)</p>
<p>【拡充・延長】 情報通信産業特別地区・情報通信産業振興地域に係る特例措置の拡充・延長 (法人税、法人住民税、事業税、事業所税)</p>	<p>(情報通信産業特別地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定情報通信事業を行う認定法人に対する所得控除制度(35% 10 年間)を 5 年間延長するとともに、認定法人の要件を緩和(常時使用する従業員数 20 人以上を 10 人以上に緩和) <p>(情報通信産業振興地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資税額控除制度(機械・装置等 15%、建物等 8%(ただし、法人税額の 20%以内)、繰越 4 年、投資上限額 20 億円)を 5 年間延長 ・事業所税の課税標準の特例措置(5 年間 資産割 1/2)を 5 年間延長 	<p>政策統括官(沖縄政策担当) 花木参事官(産業振興担当) (TEL: 03-3581-5717)</p>
<p>【拡充・延長】 金融業務特別地区に係る特例措置の拡充・延長 (法人税、法人住民税、事業税)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融業務特別地区における投資税額控除制度(機械・装置等 15%、建物等 8%(ただし、法人税額の 20%以内)、繰越 4 年、投資上限額 20 億円)を 5 年間延長 ・金融業を行う認定法人に対する所得控除制度(35%(ただし、直接人件費の 20%以内)、10 年間)を 5 年間延長するとともに、認定法人の要件を緩和(常時使用する従業員数 20 人以上を 10 人以上に緩和) 	<p>政策統括官(沖縄政策担当) 花木参事官(産業振興担当) (TEL: 03-3581-5717)</p>
<p>【延長】 産業高度化地域に係る特例措置の延長 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資税額控除制度(機械・装置等 15%、建物等 8%(ただし、法人税額の 20%以内)、繰越 4 年、投資上限額 20 億円)を 5 年間延長 ・特別償却制度(機械・装置等 34%、建物等 20%)を 5 年間延長 ・事業所税の課税標準の特例措置(5 年間 資産割 1/2)を 5 年間延長 	<p>政策統括官(沖縄政策担当) 花木参事官(産業振興担当) (TEL: 03-3581-5717)</p>

<p>【延長】 自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置の延長 (所得税、法人税、関税、個人住民税、法人住民税、事業税)</p>	<p>(自由貿易地域、特別自由貿易地域) ・投資税額控除制度(機械・装置 15%、建物等 8%(ただし、法人税額の 20%以内)、繰越 4 年、投資上限額 20 億円)を 5 年間延長 ・特別償却制度(機械・装置 50%、建物等 25%)を 5 年間延長 ・関税の課税の選択制度(特定品目を除き原料課税または製品課税の選択が可能)を 5 年間延長 (特別自由貿易地域) ・認定法人に対する所得控除制度(35% 10 年間)を 5 年間延長</p>	<p>政策統括官(沖縄政策担当) 花木参事官(産業振興担当) (TEL: 03-3581-5717)</p>
<p>【延長】 中小企業の振興に係る特例措置の延長 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)</p>	<p>(経営革新計画を実施する沖縄の特定中小企業者等に対する特例措置) ・投資税額控除制度(機械・装置等 15%、建物等 8%、繰越 4 年)を 5 年間延長 ・特別償却制度(機械・装置等 34%、建物等 20%)を 5 年間延長 (経営基盤強化計画を実施する沖縄の指定中小企業者(砂糖製造業)に対する特例措置) ・割増償却制度(機械・装置等 27%)を 5 年間延長</p>	<p>政策統括官(沖縄政策担当) 花木参事官(産業振興担当) (TEL: 03-3581-5717)</p>
<p>【延長】 離島の旅館業等に係る特例措置の延長 (所得税、法人税)</p>	<p>・沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度(8%)を 5 年間延長</p>	<p>政策統括官(沖縄政策担当) 久保田参事官(企画担当) (TEL: 03-3581-0990)</p>
<p>【延長】 電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る特例措置の延長 (石油石炭税、固定資産税)</p>	<p>(一般電気事業者又は卸電気事業者) ・沖縄における発電用石炭について石油石炭税の免除措置を 5 年間延長 (沖縄電力株式会社) ・償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置(2/3 に軽減)を 5 年間延長</p>	<p>政策統括官(沖縄政策担当) 花木参事官(産業振興担当) (TEL: 03-3581-5717)</p>
<p>【延長】 航空機燃料税の軽減措置の延長 (航空機燃料税)</p>	<p>・沖縄路線(沖縄本島—本土)の航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置(航空機燃料税法本則の 1/2(1 キロリットル当たり 2 万 6 千円を 1 万 3 千円)に軽減)を 5 年間延長</p>	<p>政策統括官(沖縄政策担当) 久保田参事官(企画担当) (TEL: 03-3581-0990)</p>

【延長】 沖縄型特定免税店制度に係る特例措置の延長(関税)	・沖縄型特定免税店において旅客が購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す輸入品に係る関税の免税措置(上限 20 万円)を 5 年間延長	政策統括官(沖縄政策担当) 久保田参事官(企画担当) (TEL: 03-3581-0990)
沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置について特段の配慮(酒税)	・酒税の軽減措置(泡盛:本則税率の 65%、その他:本則税率の 80%に軽減(県内出荷分のみ))を 5 年間延長	政策統括官(沖縄政策担当) 久保田参事官(企画担当) (TEL: 03-3581-0990)
【延長】 揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の軽減措置の延長 (揮発油税、地方道路税)	・揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の軽減措置(1 キロリットル当たり 7 千円軽減)を 5 年間延長	政策統括官(沖縄政策担当) 久保田参事官(企画担当) (TEL: 03-3581-0990)

【その他】

要 望 項 目	結 果	担 当 者
総合研究開発機構(NIRA)の財団法人化に伴う所要の規定の整備 (所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、消費税、法人住民税、法人事業税、事業所税)	・総合研究開発機構(NIRA)の財団法人化に伴い、所要の規定の整備を行う(法案の内容を見て検討)。	大臣官房 別府企画調整課長 (TEL: 03-3581-3513)